

機関番号：17102

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20730047

研究課題名（和文） 損害回復制度の総合的検討

研究課題名（英文） The consideration of damage recovery system

研究代表者

井上 宜裕（INOUE TAKAHIRO）

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：70365005

研究成果の概要（和文）：本研究の第一義的な目的は、わが国における「刑事手続を利用した損害回復制度」の問題点を抽出、分析し、より被害者にとって利用しやすい損害回復制度を確立することであった。フランスの私訴制度及びドイツの付帯私訴制度と本制度を比較検討した結果、本制度には、無罪判決に際する民事賠償に何ら配慮されていないという決定的な問題が存在することが明らかになった。上記の目的を達成するためにもこの点の修正が急務である。

研究成果の概要（英文）：The primary purpose of this study is to extract the problems of "the damage recovery system using a criminal procedure" in our country, and to establish the damage recovery system that it was easy to use for a victim more. It is found that this system don't consider at all the compensation of damages in the case of a decision of 'not guilty'. The revision of this point is urgent business to achieve the purpose mentioned above.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1000000	300000	1300000
2009年度	900000	270000	1170000
2010年度	800000	240000	1040000
年度			
年度			
総計	2700000	810000	3510000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：刑法

1. 研究開始当初の背景

(1)犯罪被害者の保護は、今日、世界的潮流といえる。とりわけ、犯罪被害者への民事賠償（補償）の拡充は、各国が重点的に取り組んでいる施策の1つといえる。このような中、我が国でも、「刑事手続を利用した損害回復

制度」が創設された。同制度は、犯罪被害者の負担軽減を目的とし、有罪判決後、簡易迅速な手続で民事賠償命令を可能にするものである。この制度の特徴は、審理を融合せず刑事手続から独立した形で民事賠償命令を行う

点にあり、これによって、民事手続と刑事手続の差異（手続的権利の範囲、証拠法則等）から生じる諸問題を回避しつつ、犯罪被害者に民事賠償を付与することが可能になる。

(2)「刑事手続を利用した損害回復制度」は、2007（平成 19）年の日本刑法学会第 85 回大会第 2 分科会（共同研究「犯罪被害者と刑事手続」）でも取り上げられた。そこでは、報告者から、同制度には被害者の労力軽減や手続の簡易迅速性といった特長があり、損害賠償命令の申立に係る審理において被告の防御活動が困難になる等の問題については現在でも起こりうるものであり、損害回復制度に固有の問題ではないと説明されていた。これに対しては、同一裁判所が事実上心証を引き継ぐことになる点や損害賠償の申立が有罪の予断をもたらす点、さらには同制度の対象罪種を限定することの当否等、損害回復制度に固有の多くの問題点が指摘された。とはいえ、結局、学会の論調としては、損害回復制度によって犯罪被害者において選択肢が一つ増えたとの理解が多数を占めていたといえる。

(3)しかし、損害回復制度の抱える問題は、手続法上の問題に限られない。上記学会では、違法の統一性を踏まえた実体法からの問題点の指摘は皆無であった。損害回復制度を実効ならしめるためには、手続法上の観点と実体法上の観点の双方から同制度を検討することが不可欠である。

(4)国外に目を向けると、例えば、フランスの私訴制度では、刑事と民事の審理が融合され、一回的解決が指向されている。フランスではさらに、私訴制度の問題と並んで、刑事上の過責(*faute pénale*)と民事上の過責(*faute civile*)の統一性の有無といった実体法上の問題も活

発に議論されている。ドイツにおいても、付帯私訴制度の他、法秩序の統一性に配慮した刑訴法上の規定が散見される。

2. 研究の目的

(1)本研究の目的は、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」によって創設された、「刑事手続を利用した損害回復制度」について、これまで十分に論じられてこなかった問題点を指摘した上で、より被害者の利用しやすい損害回復制度を確立すべく、同制度の合理的な運用指針を提示し、さらには立法（改正）提案を行うことである。

(2)最終的には、刑事和解制度や犯罪被害者等給付金制度といった他の制度も含めた、犯罪被害者に対する経済的支援策の全体像を示すことが目標である。

3. 研究の方法

(1)本研究の第一義的な目的は、「刑事手続を利用した損害回復制度」の問題点を抽出、分析し、より被害者にとって利用しやすい損害回復制度を確立することにある。そのために、本研究では、比較法的手法を用いる。我が国の損害回復制度をめぐる議論状況は、手続法上の視点に偏っているが、実体法上の視点を看過してはならない。そこで、これらの理論の蓄積があるフランス法及びドイツ法との比較を行う。

(2)まず、我が国の損害回復制度をめぐる議論状況を整理する。その際、わが国に存在した付帯私訴制度との比較も行う。

(3)次に、損害回復制度の手続法上及び実体法

上の問題点を抽出し、改善策を模索するため、フランス法との比較を行う。本研究では、フランスの近時の立法動向とその下での学説、判例の動向について検討する。フランスでは、近時、一定の場合に無罪判決と民事賠償の両立可能性を肯定した立法が相次いでいる。それに伴い、従来の判例が支持してきた刑法上の罪過 (*faute pénale*) と民法上の罪過 (*faute civile*) の同一性が崩れつつある。これらの点を精査し、我が国の損害回復制度が実体法に及ぼす影響について考察する。

(4) 本研究の日仏比較からえられた示唆が、ドイツ刑事法学においてどのような位置を占めているのかを念頭に置きつつ、ドイツの議論状況を把握し、これに検討を加える。これには、ドイツ刑法学の影響を強く受けた我が国の学説に対して本研究がどれだけのインパクトをもつかを検証する意味もある。

4. 研究成果

(1) フランスでは、近時、一定の場合、無罪判決と民事賠償が両立する旨を規定する立法が相次いでいる。中でも、2000年7月10日の法律 (*Loi no 85-677*) は、過失犯の定義の精確化を図った上で、刑法上の *faute* の不存在と民法上の *faute* の存在の両立可能性を肯定する点で注目に値する。

(2) *faute* の一元性をめぐる判例、学説、及び、立法の動向を概観した結果、フランスにおいては、何らかの形で、犯罪被害者に民事的な救済手段を与えようとする大きな流れが看取される。これとともに、*faute* の一元性がもたらす弊害の一つであった「*faute* の塵」の問題への対処の必要性も常に意識されていたことが判明した。2007年7月10日の法律では、

当初の目的は公的決定者の刑罰からの解放であったが、判例にもみられるように、適用場面はこれに限られるものではなく、今日に至るまでの展開をみる限り、一定の場合に、無罪判決と民事賠償が両立しうるかが一貫して争点となっていたように思われる。その意味では、緊急状況において、緊急行為者の不処罰と民事賠償（補償）を両立させようとする動きと同じ方向性がここに存在しているといえる。

(3) これに対して、ドイツの付帯私訴制度は、他制度との関係の複雑さ及び手続の煩雑さ等からあまり活用されているとはいえない。

(4) わが国の損害回復制度は、上述のとおり、犯罪被害者の負担軽減を目的とし、有罪判決後、簡易迅速な手続で民事賠償命令を可能にするものである。しかし他方で、本制度には、無罪判決の場合における民事賠償には一切配慮していないという決定的欠陥がある。即ち、違法の統一性の観点から、処罰を基礎づける刑法上の罪過と賠償を基礎づける民法上の罪過の異同を顧慮することなく、無罪判決に際して一律に同制度の利用が否定されている点は、改善を要するといえよう。やはり、同制度は、犯罪被害者の権利擁護という観点からしても、一定の場合、無罪判決の場合にも機能しうるように改正されるべきである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕 (計 11 件)

① 「フランス刑法における未必の故意」、井上宜裕、法政研究、査読無、76 巻 4 号、545-561 頁、2010 年

②「不真正不作為犯と罪刑法定主義」、井上宜裕、立命館法学、査読無、327・328号、1525-1545頁、2010年

③「刑の一部執行猶予—法制審議会議事録を中心に—」、井上宜裕、龍谷法学、査読無、43巻1号、79-103頁、2010年

④「財産的権利等を防衛するためにした暴行と正当防衛—最高裁平成21年7月16日第一小法廷判決」、井上宜裕、ジュリ臨時増刊『平成21年度重要判例解説』（有斐閣）、査読無、175-176頁、2010年

⑤「刑法96条の2にいう『強制執行』には、民事執行法1条所定の『担保権の実行としての競売』が含まれるとした事例（最一小決平21・7・14）」、井上宜裕、法セミ増刊『速報判例解説〔第6巻〕』（日本評論社）、査読無、175-178頁、2010年

⑥「鑑定入院命令取消し請求における鑑定入院の必要性（最三小決平21・8・7）」、井上宜裕、法セミ増刊『速報判例解説〔第7巻〕』（日本評論社）、査読無、167-170頁、2010年

⑦「医師による気管内チューブ抜管行為が法律上許容される治療中止には当たらないとされた事例（最三小決平21・12・7）」、井上宜裕、法セミ増刊『速報判例解説〔第7巻〕』（日本評論社）、査読無、183-186頁、2010年

⑧「防衛的緊急避難論の批判的検討」、井上宜裕、九州法学会会報2009、査読無、63-66頁、2009年

⑨「自招侵害と正当防衛—最高裁平成20年5月20日第二小法廷決定」、井上宜裕、法学教室342号別冊付録判例セレクト2008（有斐閣）、査読無、28頁、2009年

⑩「相当な反撃行為から生じた傷害結果と過剰防衛の成立範囲（最一小決平21・2・24）」、井上宜裕、法セミ増刊『速報判例解説〔第5巻〕』（日本評論社）、査読無、171-174頁、2009年

⑪「自動車運転過失傷害について過剰避難を認め刑を免除した事例—東京地裁平成21年1月13日刑事第21部判決」、井上宜裕、刑事法ジャーナル19号（イウス出版）、査読無、79-83頁、2009年

〔学会発表〕（計2件）

①刑の一部執行猶予と責任主義

日本刑法学会九州部会個別報告（2010年10月30日（於：九州大学））

②防衛的緊急避難論の批判的検討

九州法学会学術大会個別報告（2009年6月28日（於：鹿児島大学））

〔図書〕（計1件）

①「緊急行為論—緊急避難論の諸相」、井上宜裕、『理論刑法学の探究1』（川端博他編）

（成文堂）、査読無、137-169頁、2008年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

井上 宜裕 (INOUE TAKAHIRO)

九州大学・大学院法学研究院・准教授

研究者番号：70365005